

1 国会とは

「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関」(日本国憲法第41条)。→主権者(国民)と直結する機関として、立法(法律の制定)など国の重要事項を審議し、決定する。

2 国会のしくみ

(1) 衆議院と参議院

慎重な審議を行うため、2つの議院を置く二院制(両院制)が採用されている。

- 衆議院の優越 両院で議決が異なった場合に、衆議院の意見の方が通りやすいしくみになっているなど、衆議院は参議院より立場が強い。←最新の民意をより正確に反映しているのは、任期が短く、解散制度がある衆議院であるという考えから。

■衆議院と参議院

* 2019年実施の参議院議員選挙での定数は245人。

	衆議院	参議院
議員数	465人(小選挙区289人, 比例代表176人)	248人*(選挙区148人, 比例代表100人)
任期	4年(解散あり)	6年(解散なし。3年ごとに半数ずつ改選)
選挙権	満18歳以上の国民	
被選挙権	満25歳以上の国民	満30歳以上の国民

- ・ 予算(衆議院が先議)
- ・ 条約の承認
- ・ 内閣総理大臣の指名
- ・ 法律案 参議院が衆議院と異なる議決をした後に、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再可決したとき
- ・ 内閣不信任決議 衆議院のみが行うことができる

参議院が衆議院と異なる議決をした場合、両院協議会を開いても意見が一致しないとき
または、一定期間、参議院が議決しないとき

衆議院の議決が
国会の議決となる

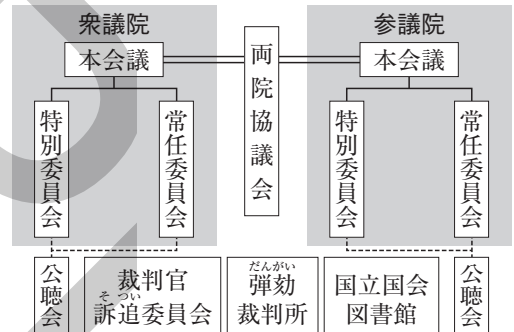
法律となる

(2) 国会の種類

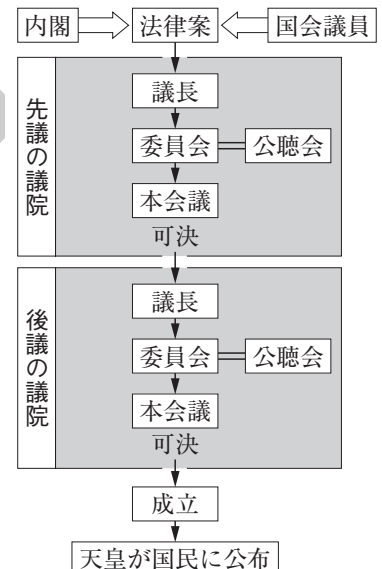
- ① 常会(通常国会) 毎年1回、1月に召集。会期は原則150日。
- ② 臨時会(臨時国会) 内閣が必要と認めたときや、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときに召集。
- ③ 特別会(特別国会) 衆議院の解散後の総選挙の日から30日以内に召集。内閣総理大臣の指名などを行う。

- 参議院の緊急集会 衆議院の解散中に緊急の必要が生じたとき、内閣の求めで行われる。
- 委員会 本会議の前に専門の委員会で審議。専門家の意見を聞く公聴会が開かれることもある。

■国会の主な組織



■法律ができるまでの流れの例



3 国会の仕事

(1) 立法

法律の制定。内閣または議員が提出した法律案を審議し、議決する。

(2) 予算の審議・議決

内閣が年度ごとに作成した予算を審議し、議決する。

(3) 内閣総理大臣の指名

内閣総理大臣を、国会議員の中から選ぶ(通常は、衆議院の第一党の党首)。

(4) その他、条約の承認、憲法改正の発議など、多くの役割

- 会議は原則として公開。議決は多数決(原則として過半数)で行われる。
- 国政調査権 両院がそれぞれもっている、国政について調査する権限。

1 国会のしくみ

□(1) 国会の種類について、表にまとめなさい。

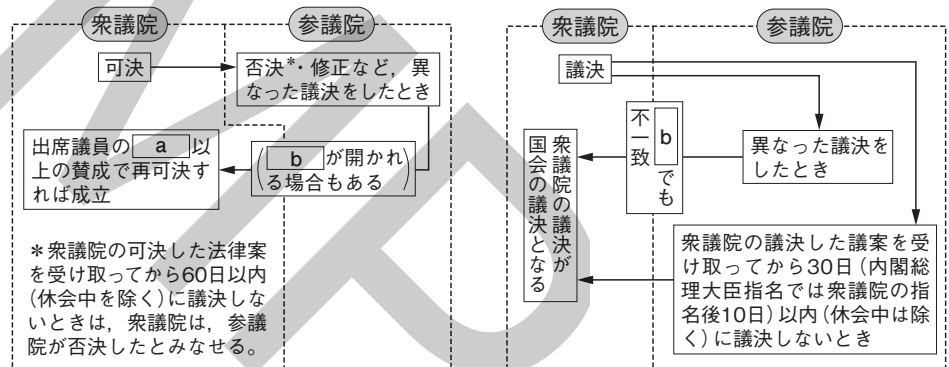
国会の種類	説明
①[]	毎年1回、1月に召集される。会期は②[]日間だが、両院一致の議決により1回だけ延長が可能。予算の審議が中心議題となる場合が多い。
③[]	次の場合に召集される。会期は両院一致の議決により定め、2回まで延長が可能。 ・内閣が必要と認めたとき。 ・いずれかの議院の総議員の④[]分の1以上の要求があったとき。 ・その他、国会法という法律で、召集しなければならないと定められている場合。
⑤[]	衆議院の解散後の総選挙の日から⑥[]日以内に召集される。会期は両院一致の議決により定め、2回まで延長が可能。内閣総理大臣の指名が必ず行われる。
⑦[]の ⑧[]	⑨[]の解散中に緊急の必要が生じたとき、内閣の求めで開く。ここでとられた措置は、次の国会の開会後10日以内に衆議院の同意がないと効力を失う。

□(2) 国会における衆議院の優越についてまとめた右の図を見て、次の問いに答えなさい。

■衆議院の優越

□法律案

□予算、条約の承認、内閣総理大臣の指名



※予算については衆議院に先議権（先に審議する権利）がある。

※内閣の不信任決議ができるのは衆議院だけである。

□① 衆議院が可決した法律案を参議院が否決した場合、衆議院が出席議員の何分の何以上の賛成で再可決すると、衆議院の議決どおりに法律が成立するか。 a

にあてはまる語句を答えなさい。 [分の]

□② b に共通してあてはまる、両院が異なる議決をしたときに、両院の代表者が話し合う場を何というか。 []

□③ 衆議院と参議院のように、議会（国会）を2つの議院で構成する制度を何というか。 []

2 国会の仕事

□(1) 次の各問いに答えなさい。

□① 国会の主な仕事の1つである、法律を制定することを漢字2字で何というか。 []

□② 国会の議決によって決められる、年間の歳入と歳出の見積もりを何というか。 []

□③ 両院がもっている、国政について証人をよんだり、資料の提出を求めたりできる権限を何というか。 []

